

会社法入門〔第13版〕

前田 庸

2018年10月発売／898頁／本体6300円＋税
A5判／上製



編集 担当者 から

本書の著者である前田庸先生が平成25年11月にご逝去されてから、5年の歳月が流れました。この間に、会社法制の見直し（平成26年会社法改正）があり、また、いわゆる債権法改正（平成29年民法改正）もありましたので、本書の旧版（平成21年刊行の第12版）は、少なからず内容の見直しをする必要がありました。

実は、前田先生は、ご逝去の直前まで本書改訂のご作業をなさっており、上記平成26年会社法改正の原案に当たる法制審議会の要綱をつぶさにご検討になった改訂稿を遺されていました。この第13版は、このご遺稿に神田秀樹教授と神作裕之教授が必要な補正と情報の付加をされ、さらに、債権法改正の影響が及ぶ箇所にも補訂を加えていただき、刊行するものです。これまでと同じくきめ細かく丁寧な記述で、会社法の世界を玩味ください。

最後になりますが、補訂のご作業をいただいた神田先生と神作先生に、この場を借りて篤く御礼申し上げます。（K & T）

Point!



丁寧に分かりやすい記述でありながら、高レベルの問題にまで踏み込んで論じています。

この会社による自己株式の取得につき、分配可能額を限度とする財務制限がなされている（461条1項6号、685条）。

〔295〕 ㊦ 従前の株主に対する代金の支払
以上のような株式の売却の結果、会社は、売却等の代金を従前の株主に交付することになる（197条1項10号）。結局、従前の株主は、株主たる地位を失って、会社に対してその代金の支払を請求する債権者の地位に代わることになる。会社が株式の売却代金を従前の株主に支払わなければならないとされるも、株式の売却はその株式を有する株主等が所在不明であることとならざるべからずである。現実に従前の株主にその代金の支払をすることは、事実上不可能なはずである。債務の弁済は、一般原則としては債権者主義がとられ、債権者の住所においてなされることになっている（民484条1項）。債権者の所在が不明である以上、債権者である会社としては、とりあえず弁済の準備をしていることを通知してその受領を催告し（民483条、もっとも、この通知も到達しないことにならざるべし）、あとは従前の株主の請求を待っているほかないと解される。なお、会社としては、その過失がなく債権者を確認することができずとして、償還をしてその債務を免れることもできる（民494条2項）。

X 特別支配株主の株式等売渡請求
——いわゆるキャッシュ・アウト

〔296〕 1 規定の内容・目的
平成26年会社法は、特別支配株主の株式等の売渡請求についての規定を設けた（179条—179条の10）。特別支配株主とは、ある株式会社（以下「A会社」という）の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合をその会社の定款で定めた場合）にあってはその割合）以上を、ある者BおよびBが発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省で定める法人（以下、この法人を「特別支配株主完全子法人」という）が有している場合におけるBをいう（179条1項10号、会社法33条の4）。

特別支配株主に関連しては、平成26年改正以前にも合併において存続会社が消滅会社の特別支配会社である場合（株式会社の場合）に、消滅会社の株主総会の承認を要しない旨（734条1項本文、757）、その他の略式譲渡等でも同様である。（778）（799）、また事業譲渡等において、その契約の相手方（甲）会社がその事業譲渡をする乙会社の特別支配会社である場合に甲株主総会の承認を要しない旨（468条1項、816）が規定されていた。

平成26年会社法においてあらたに特別支配株主について設けられた規律は、次の①から③に掲げるようなものである。すなわち、①A会社の特別支配株主Bは、A会社（以下「対象会社」という）の株主C（その会社およびその特別支配株主を除く）の全員（以下に述べる②および③の新株予約権も含む、以下同じ）に対して、その有するそのA会社の株式の全部をその特別支配株主Bに売り渡すことを請求することができる（179条1項本文）。そして、②③の請求（以下、「株式売渡請求」という）をするときは、特別支配株主Bは、あわせてその対象会社の新株予約権の新株予約権者（対象会社およびその特別支配株主を除く）の全員に対し、①と同様にその有する対象会社の新株予約権の全部をその特別支配株主Bに売り渡すことを請求できる（179条2項本文）。さらに③特別支配株主Bは、新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権売渡請求（③による請求）をするときは、あわせてその新株予約権について別段定めがある場合を除き、新株予約権付社債についての社債の全部をその特別支配株主Bに売り渡すことを請求しなければならないものとされる（179条3項）。

なお、特別支配株主は、特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求または新株予約権売渡請求をしないこととすることができる（179条1項10号、2項10号、その趣旨については、次の2頁（3頁）参照）。

このように、対象会社A会社の特別支配株主Bに対して、A会社の他の株主等C（その有するA会社の株式の合計数はA会社の発行済株式総数の10分の1未満に当たることになる）の全員が有するA会社株式、新株予約権等につき売渡請求を求めたのは、いわゆるキャッシュ・アウトという、A会社の株主および新株予約権者（上述のC）に対して、現金等を支払って、A会社の株主および新株予約権者（上述のC）に対して、現金等を支払って、そのA会社の株主等の地位を失わせるためである。このような規定が設けられることについては、特別支配株主Bにとっては、BがA会社を支配しているから、A会社が株主等C（合計してもA会社の発行済株式総数の10分の1未満の株主等）について、その株主等として取り扱わなければならないことは、A会社の株主管理事務の煩雑さ等から不都合であること、また、Cらにとっては、株主としての権利を行使しても、その持株割合の少なさの限りで影響力を及ぼすことがほとんどないと考えられること、その対価の適正ささ保障されれば、その売渡請求を認めても株主Cにとって不都合がないこと等が理由になっていると考えられる。しかし、株主等Cにと

X 特別支配株主の株式等売渡請求 279